

第1章 定数・任用

○海部地区水防事務組合職員定数条例

昭和 58 年 6 月 1 日
条例第 2 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号

海部津島水防事務組合職員定数条例(昭和 48 年組合条例第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 6 項、第 172 条第 3 項及び第 200 条第 6 項の規定に基づき、管理者、議会及び監査委員の事務部局に勤務する職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第 2 条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。ただし、議会及び監査委員の事務部局の職員は、管理者の事務部局の職員においてこれを兼ねるものとする。

(1) 管理者の事務部局の職員		4 人
(2) 議会の事務部局の職員	書記長	1 人
	書記	1 人
	計	2 人
(3) 監査委員の事務部局の職員	書記	1 人
	その他の職員	1 人
	計	2 人

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。